

第10章 規制の事前評価実施要領

1. 評価の趣旨

規制の事前評価は、規制が、社会秩序の維持、生命の安全、環境の保全、消費者の保護等の行政目的のため、国民の権利や自由を制限し、又は国民に義務を課すものであることから、規制によって発生する効果や負担を事前に予測・評価することにより、規制の質の向上を図るとともに、利害関係者のみならず、規制について広く国民の理解を得ることを目的とするものである。

2. 評価対象

法律又は法律の委任に基づく政令の制定又は改廃により、規制を新設し、若しくは廃止し、又は規制の内容を変更することを目的とする政策を対象として実施する。

3. 評価の手順

- (1) 規制の新設・改廃を行う政策の企画立案にあわせて、規制の担当部局は、本実施要領別紙7の様式に必要な事項を記入して規制影響分析書を取りまとめ、遅くとも、(6)の公表及び総務省への通知の2週間前までに政策評価官室に提出する。
- (2) 新設・改廃する規制が複数の担当部局にまたがる場合には、主に所管している担当部局がとりまとめることとし、1つの評価書として政策評価官室に提出する。
また、関連する規制の内容が同一法令の複数の条項や複数の法令の条項にわたる場合であって、別々に評価を実施することにより適切な評価が可能となると判断されるものについては、政策評価官室と相談の上、それぞれ別個に評価書を作成する。
- (3) 政策評価官室は、評価専担組織として、評価結果について技術的助言等を行う。
- (4) 担当部局は、必要に応じて政策評価官室の技術的助言等を踏まえた修正をし、規制影響分析書を取りまとめる。
- (5) 政策評価官室は、とりまとめた規制影響分析書をもとに、規制影響分析書要旨を作成し、規制影響分析書とともに公表し、あわせて規制影響分析書を総務省へ通知する。
- (6) 規制影響分析書の公表及び総務省への通知については、規制の新設・改廃が、法律による場合は法律案の国会提出にあわせて、政令による場合は行政手続法(平成5年法律第88号)に基づく意見公募手続(意見公募手続の適用除外のものについては閣議決定)にあわせて行う。
なお、意見公募手続を行うものについては、「電子政府の総合窓口」のウェブサイト(www.e-gov.go.jp)において意見公募手続に付される命令等(規制)の案の「関連資料」とすることを原則とする。

記入方法

○規制の名称等

- (1) 「規制の名称」欄には、評価の対象となる規制の名称を記入する。
- (2) 「主管部局・課室」欄には、当該規制の主たる部分を所管している部局・課室名を記入し、「関係部局・課室」欄には、その他の関係部局・課室名を記入する。
- (3) 「関連する政策体系」欄には、当該規制に関連する基本目標、施策目標及び個別目標とそれぞれの番号を記入する。

(4) 日付については、規制影響分析書を取りまとめる際に政策評価官室で一括して記入する。

記入例

規制影響分析書

平成 年 月

規制の名称	保健師籍等及び薬剤師名簿の登録抹消等の制限	
主管部局・課室	医政局看護課	
関係部局・課室	医薬食品局総務課	
関連する政策体系		
基本目標	I	安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること
施策目標	2	必要な医療従事者を確保するとともに、資質の向上を図ること
施策目標	2-2	医療従事者の資質の向上を図ること

1. 現状・問題分析とその改善方策（規制の新設・改廃の必要性）

- (1) 規制の新設・改廃が必要とされている背景及び現状の問題点等を可能な限り客観的なデータを用いて分析し、問題点等の改善方策を踏まえた当該規制の新設・改廃の必要性を記入する。また、過去に実施した政策評価の結果を踏まえた規制の場合には、その旨を記入する。
- (2) 「現状・問題分析に関連する指標」欄には、現状・問題分析をする際に有益な指標がある場合に記入する。また、欄内に当該指標の単位を括弧書きで記入する。

記入例（平成19年度に作成した規制影響分析書（社会福祉士及び介護福祉士の養成施設等の指定に係る規定の整備）から引用し、一部加工）

1. 現状・問題分析とその改善方策（規制の新設・改廃の必要性）

介護福祉士は、専門的知識及び技術をもって介護を行うことを業とする名称独占の国家資格である。現在に至るまでに約60万人が資格を取得し、介護保険の施設サービスで就労する介護職員の約4割、在宅サービスで就労する介護職員の約2割が資格を保持しているなど、今日では介護を支えるマンパワーとして中核的な存在となってきた。

一方で、昭和63年の介護福祉士制度の施行から現在までの間に、介護福祉士を取り巻く状況は変化してきており、介護保険制度や障害者自立支援法の施行等により、個別ケアや認知症ケアなど新しいケアモデルに対応できるような介護福祉士が必要となってきた。

このような国民の新しいニーズに対応できるように、介護福祉士の資質の確保及び向上を図るため、介護福祉士制度の在り方について社会保障審議会福祉部会において議論していただいた結果、介護福祉士の資格取得に係る教育内容や実務経験を充実した上でその水準を統一するとともに、一律に国家試験の受験を課すという形で資格取得方法の

一元化を図ることとした。この改正は、社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律（平成19年法律第125号。以下「改正法」という。）として平成19年12月5日に公布された。

【参考】社会保障審議会福祉部会「介護福祉士制度及び社会福祉士制度の在り方に関する意見」資料の入手先について記入

厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp/shingi/2006/12/s1212-4.html>

現状・問題分析に関連する指標

指標の単位を()で記入

	H14	H15	H16	H17	H18
1 介護職員数（単位：人）	734,214	844,517	917,892	1,124,691	集計中
2 介護職員のうち介護福祉士有資格者割合（単位：%）	24.0	23.0	23.9	23.4	集計中
3 介護福祉士の登録者数（単位：人）	300,627	351,267	409,369	467,701	547,711

（調査名・資料出所、備考）

- ・指標1、2は、「介護サービス施設・事業所調査」（大臣官房統計情報部調べ）によるものであり毎年10月1日現在の数値である。（平成18年の数値は集計中）
- ※平成16年以前は「認知症対応型共同生活介護」及び「特定施設入所者生活介護」の介護福祉士数が不明であるため、この2種類のサービスの介護職員数は含めていない。

指標の性質等を簡潔に記入

【参考】厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/24-18-2.html>

- ・指標3は、財団法人 社会福祉振興・試験センター調べによる。

【参考】財団法人 社会福祉振興・試験センターホームページ ●●●●

資料の入手先について記入

規制影響分析書における指標等欄記入の留意点

- (1) 指標は極力アウトカム指標とする。
- (2) 「現状・問題分析に関連する指標」は、原則として過去5年間の数値を記入し、可能な限り直近の数値を記入する。また、年度を通じた数値がとれない場合又は確定した数値がとれない場合は、「（調査名・資料出所、備考）」欄に、その理由を具体的に記入する。
- (3) 支給額等の金額を指標とするものは、原則として百万円を単位とする。

「（調査名・資料出所、備考）」欄の記入方法

- (1) 「（調査名・資料出所、備考）」欄には、指標のもととなる調査名等を具体的に記入し、あわせて指標及び調査の特異性等がある場合には簡潔に記入する。
- (2) 複数の指標がある場合には、それぞれの指標毎に調査名等を記入する。
- (3) 可能な限り URL を記載するなどし、国民が資料を入手し易くすること。

<記入例>

- ・ 指標1は、内閣府が実施した平成19年度「〇〇調査」による。
- ・ 指標2は、(財)△△の平成18年度「〇〇調査」による。

- ・ 指標1は、平成18年度「〇〇調査」によるものであり、当該調査は、隔年で実施している。
- ・ 指標2は、〇〇事業の終了後、当該事業参加者に対して実施したアンケート調査によるものである。(□□人に調査、回収率△△%)
- ・ 平成17年4月の制度改正により、指標の対象範囲が～～となっている。
- ・ 指標1の上段は実績値、下段括弧書きは予算作成時に予定した数値である。
- ・ 指標2は、平成20年度「〇〇調査」によるが、平成21年6月時点での速報値であり、平成21年10月に確定値等を公表予定である。

2. 規制の新設・改廃の内容・目的

- (1) 「内容・目的」欄には、「1. 現状・問題分析とその改善方策（規制の新設・改廃の必要性）」の内容を踏まえ、新設・改廃する規制の内容と、その目的を具体的に記入する。
- (2) 「根拠条文」欄には、新設・改廃する規制の根拠となる条文を記入する。

記入例（平成19年度に作成した規制影響分析書（ホルムアルデヒドに係る労働者の健康障害防止対策のための規制強化）から引用）

2. 規制の新設・改廃の内容・目的

内容・目的	労働者のホルムアルデヒドばく露防止対策を充実するため、現在労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）（以下「令」という。）別表第3第3号に掲げる特定化学物質（第3類物質）に指定しているホルムアルデヒドを、令別表第3第2号に掲げる特定化学物質（第2類物質）に指定し直す。これにより、事業者は、既に義務づけている作業主任者の選任、大量漏洩を防止するため措置等に加えて、新たに、設備の密閉化又は局所排気装置若しくはプッシュプル型換気装置（動力により一定方向の流れをもつ吹出し、吸込み気流を形成し、有害なガス等の飛散を抑制する設備）の設置、作業環境測定の実施等の措置を義務付けるもの（以下「本規制」という。）である。
根拠条文	労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第14条、第31条の2、第65条第1項、第66条第2項前段及び第113条

3. 便益及び費用の分析

(1) 期待される便益

- ① 規制の新設・改廃により、現状維持と比較して増減する便益の具体的内容とその発生過程を、その影響を受ける主体ごとに記入する（国民、事業者等想定されるものを記入）。
その際、可能な限り定量的に示すことが望ましいが、定量的に示すことができない場合には、定性的に分かりやすく記入する。
- ② 「便益分類」については、規制の新設・改廃の影響を受ける主体ごとに「A：現状維持より望ましい効果が増加」、「B：現状維持と同等」、「C：現状維持より望ましい効果が減少」のいずれか該当する記号を記入する。

(2) 想定される費用

規制の新設・改廃により、現状維持と比較して増減する費用の具体的内容とその発生過程

を、「遵守費用」、「行政費用」、「その他の社会的費用」に分類して記入する。

その際、可能な限り定量的に示すことが望ましいが、定量的に示すことができない場合には、定性的に分かりやすく記入する。

① 「遵守費用」は、規制を受ける国民や事業者が規制を遵守するために負担する費用であり、行政への申請費用（書類の作成や提出等）、国民や事業者内部における費用（設備の導入や維持等）などが含まれる。

規制の新設・改廃により、これらの費用がどのように増減するかについて記入する。

② 「行政費用」は、規制を行う主体において発生する費用であり、当該規制の導入に要する費用（制度化のための研究や必要な施設、設備等）や規制導入後に要する費用（検査、モニタリング、増員等）が含まれる。

規制の新設・改廃により、これらの費用がどのように増減するかについて記入する。また、規制を行う主体の別（国、地方公共団体又は関係法人）についても記入する。

③ 「その他の社会的費用」は、広く社会経済全体や環境等に対する負の影響、競争状況への影響などが含まれる。

規制の新設・改廃により、これらの費用がどのように増減するかについて記入する。

④ 「費用分類」については、各費用ごとに「A：現状維持より負担が軽減」、「B：現状維持と同等」、「C：現状維持より負担が増加」のいずれか該当する記号を記入する。

(3) 便益と費用の関係の分析結果（規制の新設・改廃の総合的な評価）

「(1) 期待される便益」と「(2) 想定される負担」に記入した内容に加え、効率性以外の政策目的も考慮し、総合的に判断して、規制の新設・改廃が適切なものであることの分析・評価を行う。

4. 代替案との比較考量

(1) 「想定される代替案」欄には、想定できる代替案を記入する（複数設定可ただし、「規制の新設・改廃を行わない（現状維持）」を代替案とすることは不可。）

代替案については、規制以外の手段を執る案や、規制の権限行使の主体が異なる案、行政行為や遵守確保手段等が異なる案、基準・期間等の内容が異なる案などが考えられる。

(2) 「代替案の便益及び費用の分析」欄には、設定した代替案ごとに「3. 便益及び費用の分析」に準じて記入する。

なお、「③便益と費用の関係の分析結果」欄については、新設・改廃する規制と比較し、新設・改廃する規制が代替案よりも望ましいものであることを分析・評価する。

注：複数の代替案を設定した場合には、必要に応じて枠の追加を行う。

5. 有識者の見解その他関連事項

規制の新設・改廃の案や規制の事前評価による分析内容について審議会、研究会等での検討結果や有識者の見解がある場合に、その内容を記入する。

また、分析・評価において用いたデータや文献等について、それらの概要や所在に関する情報を記入する。

6. 一定期間経過後の見直し（レビュー）を行う時期又は条件

新設・改廃する規制が、一定期間が経過した後に社会経済情勢に照らしてなお適切であるか否かの判断を行う時期・条件について記入する。

なお、定期的に費用及び便益の実績をモニタリングすることを予定している場合は、その旨を記入する。

要旨の作成

規制影響分析書要旨は、政策評価官室において、規制影響分析書の「便益及び費用の分析」等をもとに作成する。

- ※ その他詳細は、「規制の事前評価の実施に関するガイドライン」（平成19年8月24日政策評価各府省連絡会議了承）を参照すること。

実績評価書（案）

平成21〇年 月

評価の対象となる施策目標	
--------------	--

1. 政策体系上の位置付け等

基本目標	
施策目標	
施策目標	
個別目標1	
(評価対象主たる事務事業)	
.	
.	
個別目標2	
(評価対象主たる事務事業)	
.	
.	
施策の概要（目的・根拠法令等）	
主管部局・課室	
関係部局・課室	

2. 現状分析（施策の必要性）

--

3. 施策目標に関する評価

施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)					
※【 】内は、目標達成率（実績値/達成水準）					
	H16年	H17年	H18年	H19年	H20年
1	【 %】	【 %】	【 %】	【 %】	【 %】
2	【 %】	【 %】	【 %】	【 %】	【 %】
(調査名・資料出所、備考)					
参考統計指標					
	H16年	H17年	H18年	H19年	H20年
1					
2					
(調査名・資料出所、備考)					

<p>施策目標の評価</p> <p>【有効性の観点】</p> <p>【効率性の観点】</p> <p>【総合的な評価】</p>
--

4. 個別目標に関する評価

個別目標1					
<p>個別目標に係る指標</p> <p>アウトカム指標 (達成水準/達成時期)</p> <p>※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)</p>					
	H16年	H17年	H18年	H19年	H20年
	円	円	千	千	千
1	【 %】	【 %】	【 %】	【 %】	【 %】
2	【 %】	【 %】	【 %】	【 %】	【 %】
(調査名・資料出所、備考)					
<p>アウトプット指標 (達成水準/達成時期)</p> <p>※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)</p>					
	H16年	H17年	H18年	H19年	H20年
	円	円	千	千	千
1	【 %】	【 %】	【 %】	【 %】	【 %】
2	【 %】	【 %】	【 %】	【 %】	【 %】
(調査名・資料出所、備考)					
<p>個別目標1に関する評価(個別目標を達成するための事務事業(評価対象事務事業)の評価、特に「今後の課題」を踏まえ主に有効性及び効率性の観点から)</p>					
<p>参考統計指標</p>					
	H16年	H17年	H18年	H19年	H20年
	円	円	千	千	千
1					
2					
(調査名・資料出所、備考)					
<p>施策目標=個別目標を達成するための主要事務事業(評価対象事務事業)の評価概要</p>					
事務事業名					
<p>平成20年9年度 百万円(補助割合:[国 /][/][/])</p> <p>一般会計、年金特会、労働保険特会、その他()</p>					

予算額等					
平成20年度 決算額					
実施主体 本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（ ）					
事業の概要・必要性（事業の目的、対象、事業内容、事業の必要性等）概要					
政府決定・重要施策との関連性					
事業（予算） 実績等	H16	H17	H18	H19	H20
予算推移 （百万円）					
予算上事業数等					
事業実績数等 （例）箇所数					
実施状況の評価と今後の課題（改善点については期限を示す。）					
※好事例なども含め当該事業の実施状況を踏まえること。 当該事業の選考区分がBの場合、不用理由と見直しの方向性を記入する。					
個別目標2					
個別目標に係る指標					
アウトカム指標 （達成水準／達成時期）					
※【 】内は、目標達成率（実績値／達成水準）					
	H16年	H17年	H18年	H19年	H20年
	年	年	年	年	年
1	【 %】	【 %】	【 %】	【 %】	【 %】
2	【 %】	【 %】	【 %】	【 %】	【 %】
（調査名・資料出所、備考）					
アウトプット指標 （達成水準／達成時期）					

※【 】内は、目標達成率（実績値／達成水準）

	H16年 ㊦	H17年 ㊦	H18年 ㊦	H19年 ㊦	H20年 ㊦
1	【 %】	【 %】	【 %】	【 %】	【 %】
2	【 %】	【 %】	【 %】	【 %】	【 %】

(調査名・資料出所、備考)

個別目標2に関する評価（個別目標を達成するための事務事業（評価対象事務事業）」の評価、特に「今後の課題」を踏まえ主に有効性及び効率性の観点から）

参考統計指標	H16年 ㊦	H17年 ㊦	H18年 ㊦	H19年 ㊦	H20年 ㊦
1					
2					

(調査名・資料出所、備考)

施策目標→個別目標を達成するための主要事務事業（評価対象事務事業）の評価概要

事務事業名	
平成20年度 年度 予算額等	百万円（補助割合：[国 /][/][/]） 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他（ ）
平成20年度 決算額	
実施主体	本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（ ）

事業の概要・必要性（事業の目的、対象、事業内容、事業の必要性等）概要

政府決定・重要施策との関連性

事業（予算） 実績等	H16	H17	H18	H19	H20
予算推移 （百万円）					
予算上事業数等					
事業実績数等 （例）箇所数					

実施状況の評価と今後の課題（改善点については期限を示す。）

※好事例なども含め当該事業の実施状況を踏まえること。
当該事業の選考区分がBの場合、不用理由と見直しの方向性を記入する。

4. 評価結果の分類

1 施策目標に係る指標の目標達成率

指標1 目標達成率 ー%
指標2 目標達成率 ー%
指標3 目標達成率 ー%

(目標達成率を算定できない場合、その理由)
達成水準を設定していない。

2 評価結果の政策への反映の方向性

- i 施策目標の終了・廃止を検討(該当する場合に〇)
- ii 施策目標を継続(該当する場合に次のいずれか1つに〇)
 - (イ) 施策全体として予算規模の縮小等の見直しを検討
 - (ロ) 見直しを行わず引き続き実施
 - (ハ) 施策全体として予算の新規要求、拡充要求等の見直しを検討
- iii 機構・定員要求を検討(該当する場合に〇)

(理由)

3 施策目標等に係る指標の見直し(該当するものすべてに〇)

- (施策目標に係る指標)
- i 指標の変更を検討
 - ii 達成水準又は達成時期の見直しを検討

- (個別目標に係る指標)
- i 指標の変更を検討
 - ii 達成水準又は達成時期の見直しを検討

(理由)

5. 特記事項

①国会による決議等の状況(総理答弁及び附帯決議等含む。等)の該当

- (1) 有・無
- (2) 具体的記載

②骨太の方針・各種計画等政府決定等の該当との関係及び遵守状況

(※安心プラン・新雇用戦略等当省重要政策含む。)

- (1) 有・無
- (2) 具体的内容

③審議会の指摘

- (1) 有・無
- (2) 具体的内容

- ④研究会の有無
 - (1) 有・無
 - (2) 研究会において具体的に指摘された主な内容
- ⑤総務省による行政評価・監視及び認定関連活動等の該当状況
 - (1) 有・無
 - (2) 具体的状況
- ④⑥会計検査院による指摘
 - (1) 有・無
 - (2) 具体的内容
- ⑦その他
- ④学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

6. 本評価書に関連する他の実績評価書

該当無し

事業評価書 (事前)

平成 21 年 月

評価対象 (事業名)	
主管部局・課室	
関係部局・課室	
関連する政策体系	
基本目標	
施策目標	
施策目標	
個別目標 1	
個別目標 2	
個別目標 3	

1. 現状・問題分析とその改善方策 (事業実施の必要性)

現状・問題分析に関する指標					
	H16 16	H17 17	H18 18	H19 19	H20 20
1					
2					
(調査名・資料出所、備考)					
参考統計指標					
	H16 16	H17 17	H18 18	H19 19	H20 20
1					
2					
(調査名・資料出所、備考)					

2. 事業の内容

(1) 事業の実施主体

実施主体：国、厚生局、労働局 (監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他 ()

(2) 事業の内容 (概要)

新規・一部新規

(3) 予算

一般会計・年金特会・労働保険特会・その他 ()
予算額 (単位：百万円) H18 18 H19 19 H20 20 H21 21 H22 22

(2) 有効性の評価

政策効果が発現する経路 (投入→活動→結果→成果)
事業の有効性

(3) 効率性の評価

--

(4) その他(上記の他、公平性及び優先性等、評価すべき視点がある場合に記入)

--

(5) 政策等への反映の方向性

--

6. 特記事項

<p>①国会による決議等の状況 (警告決議、附帯決議等)</p> <p>②各種政府決定との関係及び遵守状況</p> <p>③総務省による行政評価・監視及び認定関連活動等の状況</p> <p>④会計検査院による指摘</p> <p>⑤学識経験を有する者の知見の活用に関する事項</p>
<p>①国会による決議等の状況 (総理答弁及び附帯決議等含む。等) の該当</p> <p>(1) 有・無</p> <p>(2) 具体的記載</p> <p>②骨太の方針・各種計画等政府決定等の該当との関係及び遵守状況 (※安心プラン・新雇用戦略等当省重要政策含む。)</p> <p>(1) 有・無</p> <p>(2) 具体的内容</p> <p>③審議会の指摘</p> <p>(1) 有・無</p> <p>(2) 具体的内容</p> <p>④研究会の有無</p>

- (1) 有・無
- (2) 研究会において具体的に指摘された主な内容
- ⑤総務省による行政評価・監視及び認定関連活動等の該当状況
 - (1) 有・無
 - (2) 具体的状況
- ⑥会計検査院による指摘
 - (1) 有・無
 - (2) 具体的内容
- ⑦その他
- ~~④学識経験を有する者の知見の活用に関する事項~~